

学校が臨時休校等の措置をとる場合について

非常変災時の児童の安全確保のため、学校が臨時休校等の措置をとる場合について、以下の通りお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

1. 午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
イ 浪速区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に関しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。） ○おおさか防災ネット
○大阪市危機管理室ツイッター ○LINE 大阪市公式アカウント ○防災スピーカー（発令時）
ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発令された場合。

2. その他

- 「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発令されていなくても、気象状況により、校区や通学路の安全等が確保されない場合は、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。その場合は、ミマモルメや学校ホームページでお知らせします。
○登校時から下校時まで、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」が発令された場合、居住地域や通学路の安全、保護者の在宅が確認された場合は、集団下校等の方法で下校させますが、確認ができない場合は児童を学校で待機させます。
○登校時から下校時まで、「特別警報」が発令された場合、災害から命を守る行動をとります。
○「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発令されていなくても、登校の安全が危ぶまれる場合は、保護者の判断で、安全が確保されるまで自宅にて待機していただいても構いません。

3. お問い合わせ

- （1）台風の接近が予測される場合については、特に気象情報に気をつけるようにしてください。
（2）お子さんが確実に帰れるよう「保護者が在宅している」「家の鍵を持たせる」など、お子さんと事前にご確認ください。
（3）非常変災時は関係諸機関からの連絡に支障をきたす恐れがありますので、緊急時を除き、学校への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
（4）学校が臨時休校のときは、「いきいき活動」はありません。